

石川県警察船舶運用要領の制定について

〔平成3年4月10日外発第226号 警察本
部長より各部・課・隊・校・署長あて〕

警察用船舶については、平成元年7月25日全面改正した石川県外勤警察運営に関する訓令により、新たに外勤警察の活動単位として位置づけたこと及び警察庁において警察用船舶の広域運用要綱が制定されたことに基づき、今回、新たに警察用船舶運用要領を別添のとおり定めたので、船舶配置警察署長にあつてはこの要領により効果的な運用に努められたい。その他の所属長にあつては、執務の参考とされたい。

なお、昭和48年5月25日発外第319号「警察用舟艇の勤務要領について」及び昭和59年3月22日発外第145号「警察用舟艇の活動及び管理基準の制定について（通達）」は、廃止する。

別添

警察用船舶運用要領

第1 目的 この要領は、警察用船舶の運用について、石川県警察用船舶の管理に関する訓

令（昭和51年7月1日訓令第8号）、石川県外勤警察運営に関する訓令（平成元年7月25日石川県警察本部訓令第11号）及び石川県警察無線電話局などの管理運営に関する訓令（平成元年3月23日石川県警察本部訓令第4号）並びに警察用船舶広域運用推進要綱（昭和63年3月18日警察庁丙勤発第12号）に基づき必要な事項を定め、その安全かつ効果的な運用を図ることを目的とする。

第2 運用の方針 警察用船舶（以下「船舶」という。）の使用責任者及び防犯部外勤課長は、水

上警察活動を計画的に推進して、各種警察事象に即応した活動を行うものとする。

第3 広域運用調整者

1 防犯部外勤課長を船舶広域運用調整者（以下「広域運用調整者」という。）とする。

2 広域運用調整者は、船舶管理責任者、使用責任者並びに警察本部の関係部課長及び沿岸管轄警察署長と常に緊密な連携を保ち、広域運用を含む船舶の運用について必要な調整等を行うものとする。

第4 船舶運用の活動基準

1 要船舶の活動区域は次のとおりとする。

(1) 通常運用区域は、船舶配置警察署管内の沿岸及びその周辺水域

(2) 広域運用区域は、第8の規定に基づく水域

2 使用責任者は、次の活動基準により船舶の効率的運用に努めなければならない。

(1) 警戒、警ら活動

任務遂行に必要と認める下記水域、警戒要点を含めた警ら路線を設定、これにより積極的な警戒と警ら活動を実施する。

ア 沿岸、港湾における国内及び外国船舶の航行、停泊区域

イ 密出入国、密貿易、密漁事案の発生する水域

ウ 海水浴場、レジャー用モーターボート、ウィンドサーフィン等レジャースポーツその他で人が多く集まる水域

(2) 活動責任者の指定

使用責任者は、署外勤課長を船舶活動の責任者（以下「活動責任者」という。）に指定する。

活動責任者は、船長など乗組員を指揮監督し、的確な活動の推進に努めるほか、毎月25日までに翌月の「船舶活動計画」（別記様式）を策定し、使用責任者の決裁を受けなければならない。

(3) 船舶活動の際の乗務員

船舶活動に当たっては、乗組員のほか警察官2名以上を乗務させなければならない。

第5 船舶勤務員及び勤務要領

1 船舶勤務員は、乗組員及び乗務警察官とする。

2 乗組員とは、船長、機関長その他の職員で船舶の運航に従事するものをいう。

3 乗務警察官とは、船舶乗務を命ぜられた警察官をいう。

4 船舶勤務員の勤務要領は、使用責任者等が定める。

5 乗務警察官の通常時における勤務要領は、船舶警ら、訪船連絡、待機、特別勤務とし、その内容は次のとおりとする。

(1) 船舶警ら

船舶により定められた警ら区において、警ら要点を含めた水域の定（乱）線警ら、警戒に当たるほか停泊し港湾周辺及び沿岸の見張り警戒に当たる。

(2) 訪船連絡

港湾に入港中の船舶を訪問し、これらの船舶に対し事故防止のための必要な指導連絡を行うとともに、その船舶から各種の意見要望等の聴取に当たる。

(3) 待機

警察署内において、事件又は事故の発生に備え待機するとともに必要な書類の作成整理に当たる。

(4) 特別勤務

船舶に関する教養点検の実施、事件あるいは事故の発生に伴う捜索救助活動等に当たる。

第6 勤務員の任務及び勤務上の留意事項

- 1 船舶勤務員は使用責任者等の命を受け、船舶の機能を利用して定められた航行区域及び沿岸において、警ら（船舶警ら及び沿岸警ら）、警戒警備、犯罪捜査、水難救助、訪船連絡などの水上警察活動を効率的に推進するものとする。
- 2 船長は、機関長その他の乗組員を指揮監督して、次の事項について責任を負うものとする。
 - (1) 船舶の安全運行に関すること。
 - (2) 船舶及び装備品の保管整備に関すること。
- 3 乗組員は、船舶の運航に際し次に掲げる事項を守らなければならない。
 - (1) 船舶の操作及び無線通話に関する諸規定を研究し、その習熟に努めること。
 - (2) 所定の水上警察旗を掲げること。ただし犯罪捜査その他職務執行上支障がある場合はこの限りでない。
 - (3) 火災予備盗難防止に努めること。
 - (4) 船舶の航行中は、必ず見張り員をおき事故の防止に努めること。
 - (5) 運航中は常に周囲の状況に注意を払い、その場所、時間に応じ航行速度の緩急を図るほか、接舷や接岸に際しては細心の注意を払うこと。
 - (6) 常時無線局を開局し、出港・帰港時間のほか、活動状況、異常の有無等を随時通信指令室及び警察署通信室に報告又は連絡すること。
 - (7) 無線の不感地帯を通過する際は、あらかじめその海域及び通過時間を、通過後は速やかにその旨を通信指令室に報告すること。
- 4 乗務警察官は、船舶の安全運行に関して行う船長の指揮に従わなければならない。

第7 運用計画

1 広域運用計画の策定

広域運用調整者は、毎年10月末日までに、船舶広域運用計画を策定し、使用責任者に送付するものとする。

2 船舶運用計画の策定

使用責任者は、毎年12月はじめに翌年の船舶運用（広域運用を含む）計画を策定運用するものとする。

3 使用責任者は、船舶の広域運用における指定区域外運行に対処するため、船舶の指定区域外航行臨時変更許可証の交付が、円滑に受けられるようにしておくこと。

第8 広域運用

船舶の広域運用とは、管轄区域を越えて次に掲げるとおり運用する場合をいう。

- (1) 事案が管轄区域外に及んだ場合又は及ぶ虞があり運用する場合
- (2) 応援派遣など要請に基づき運用する場合
- (3) 広域運用計画に基づき運用する場合

第9 派遣要請等

1 派遣命令

警察本部長は、治安上緊急を要する場合及び海上訓練など必要があると認めるときは、広域運用調整者を通じて使用責任者に船舶の派遣を命ずるものとする。

2 応援派遣要請

(1) 要請書の提出

警察本部の所属長及び警察署長は、警察用船舶の管理に関する訓令第10条の規定による、船舶の応援派遣を求めるときは、次の事項を明らかにしてあらかじめ文書で広域運用調整者を経て要請しなければならない。ただし緊急やむを得ない場合は、口頭で行い、事後速やかに書面を提出するものとする。

ア 援助を要求する理由

イ 応援派遣先における任務

ウ 応援派遣を必要とする船舶の性能、船種及び船舶の数

エ 応援派遣を希望する日時及び期間

オ 活動区域及び係留場所

カ 通信機の種別及びその他必要事項

ただし、第8(3)に規定する広域運用計画に基づく応援派遣については、
要請書の提出は要しない。

(2) 関係者との協議

広域運用調整者は、応援派遣要請を受理したときは、管理責任者、使用責任者と協議し必要な修正をすることができる。

(3) 派遣指示

広域運用調整者は、船舶の応援派遣について警察本部長の承認を得たときは、使用責任者に船舶の応援派遣を指示するものとする。

3 使用責任等

船舶の応援派遣を受けた所属長は、その使用期間中、当該船舶の管理使用について直接責任を負うものとする。

第10 事件事故の引継ぎ

(1) 船舶活動中に取扱った事件事故は、原則として発生地を管轄する警察署が処理するものとする。ただし、事件事故の内容によっては、検挙地を管轄する警察署に引き継ぐことができる。

(2) 応援派遣中に取扱った事件事故は、原則として応援派遣先警察署に引き継ぐものとする。

第11 指揮権の移転

1 第8の広域運用に伴う指揮権の移転は原則として次のとおりとする。

(1) (1)の場合は、使用責任者の下にある。

(2) (2)の応援要請に基づく出動の場合は、係留地港を出港したときから要請

先所属長に移転する。

(3) (3)及び緊急時の出動命令の場合は、指定先港に到着したときから派遣先

所属長に移転する。

2 上記規定によることが困難なときは、別途協議したところによる。

第12 関係機関との連絡強調

広域運用調整者及び使用責任者は、常に海上保安庁、港湾事務所、税関、入国管理事務所、漁業組合等関係機関と緊密な連絡をとらなければならない。

第13 基礎資料の整備

使用責任者及び沿岸を管轄する警察署長は、効率的な船舶活動を行うため運用区域にかかる水域及び沿岸について、次に掲げる資料を整備しなければならない。

(1) 港湾施設の構造、配置状況

(2) 運用区域及び係留場所並びに周辺海域における次の事項

ア 過去の統計に基づく風速、風力、天候などの気象条件

イ 波高、波長、潮流の方向及び速さなどの気象条件

ウ 岩礁の位置、水深、海上施設、その他海の地形及び地物の記載された海図並びに航路図

(3) 燃料の補給場所及び補給のための燃料業者

(4) 船舶相互間の通信要領

(5) 航行区域の指定及びその範囲

(6) 水難事故発生時における救助体制

(7) その他船舶運用に必要な事項

第14 緊急事態等の使用統制

警察法第60条に基づく援助要請及び緊急事態における使用統制については、別途指示するところによる。

第15 船舶運用訓練

1 使用責任者の訓練

使用責任者は、船舶の効率的な運用を図るため、水難救助、不審船の追跡捕捉など必要な訓練を年1回以上行うものとする。

2 広域訓練

広域運用調整者は、船舶運用に必要な知識の向上、操船技能及び通信訓練を含めた総合広域運用訓練を年1回以上行うものとする。

第16 報告

使用責任者は次の事項について、広域運用調整者を經由警察本部長に報告しなければならない。

1 船舶活動等の報告

(1) 活動月報の報告

訓令第26条に基づく管理責任者への報告（様式第6号）に合わせ写しを報告する。

- (2) 船舶運用結果四半期報 別記様式により翌月の5日までに報告すること。

2 船舶の整備報告

(1) 船舶の定期検査など整備時期の報告

ア 船舶の定期整備で運用ができなくなる場合は、訓令に基づく整備要求のほか、2月前までに

警察用船舶整備等報告書

により概要を報告すること。

イ 事故、故障などによる整備の必要がある場合には、その都度前記様式要領により報告すること。

(2) 船舶運用中に事故が発生した場合の報告

その都度速やかにその概況など広域運用調整者まで報告すること。

3 船舶情報その他の報告

(1) 船舶運航中得た水上警察活動上必要な情報、その他運用上参考となる事項
その都度別記様式により書面報告すること。

(2) 運航中に検挙した事件

その都度概況を速報すること。

附 則

- 1 この要領は、平成3年4月10日から施行する。

別記 2 (第 7 關係)

年船舶運用計画

警察署

月	運用種別	運用回数	運用時間	運 用 目 的
1	広域運用 通常運用			
2	広域運用 通常運用			
3	広域運用 通常運用			
4	広域運用 通常運用			
5	広域運用 通常運用			
6	広域運用 通常運用			
7	広域運用 通常運用			
8	広域運用 通常運用			
9	広域運用 通常運用			
10	広域運用 通常運用			
11	広域運用 通常運用			
12	広域運用 通常運用			
計	広域運用 通常運用			

別記3（第9関係）

外 発 第 号 平成 年 月 日				
石川県警察本部長 殿				
船 舶 派 遣 要 請 書				
長				
船 舶 名				
派 遣 理 由				
活 動 区 域 拠 点 港				
要 請 期 間 日 時				
必 要 な 装 備 機 材				
派 遣 人 員 (操 縦 者 等)	階 級	氏 名	階 級	氏 名
備 考				

別記4（第16関係）

外 発 第 号

平成 年 月 日

石川県警察本部長 殿

警察署長

（第 四半期）船舶運用結果について報告

予定月日	時 間	運用区域	活 動 内 容

